

平成27年2月6日
厚生労働省老健局老人保健課

社会保障審議会介護給付費分科会（第119回）の資料1-1及び資料1-3の訂正について

社会保障審議会介護給付費分科会（第119回）の資料1-1及び資料1-3につきまして誤植がありましたので、下記のように訂正させていただきます。なお、ホームページの当該資料につきましては、既に差し替えております。

ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

記

訂正箇所	誤	正
資料1-1のp.63 「※ 算定要件等」の枠中	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1) ①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ(2) ①又は②に掲げる基準のいずれかに適合すること。	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1) ①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ(2) ②又は③に掲げる基準のいずれかに適合すること。
○資料1-3【別紙1-1】 ・ p.108の1行目、29行目 ○資料1-3【別紙1-3】 ・ p.68の34行目 ・ p.69の27行目 ○資料1-3【別紙1-5】 ・ p.73の31行目 ・ p.74の24行目	「百分の三十」	「百分の二十」